

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	常滑市 国民年金被保険者、福祉年金受給者の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、国民年金被保険者、福祉年金受給者の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

常滑市長

公表日

令和4年11月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金被保険者、福祉年金受給者の管理に関する事務
②事務の概要	国民年金法等に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を管理し、受付・審査・報告等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①被保険者の資格移動の受付・確認・報告 ②保険料の免除、納付猶予申請の受付・確認・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・確認・報告 ④免除申請者の所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・確認・報告 ⑥その他上記に関連する業務
③システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金被保険者ファイル 2. 受給年金受給者ファイル 3. 老齢福祉年金受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-35-4329(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保険年金課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6114(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年11月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年11月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月15日	I 3法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 31号 「国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であつて主務省令で定めるもの」	番号法第9条第1項 別表第一の31 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2		
平成28年10月15日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の48,50の項	番号法第19条第7号 別表第二の48・50 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の3、第26条の4		
平成29年3月21日	公表日	平成28年10月15日	平成29年3月21日		
平成29年3月21日	I 1②事務の概要	国民年金法等に基づき、届出の受理・報告、裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理、保険料免除・学生納付特例による届出・申請の受理等の法定受託事務である。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務	国民年金法等に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を管理し、受付・確認・報告等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①被保険者の資格異動の受付・確認・報告 ②保険料の免除、納付猶予申請の受付・確認・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・確認・報告 ④免除申請者の所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・確認・報告 ⑥その他上記に関連する業務		
平成29年5月1日	公表日	平成29年3月21日	平成29年5月1日		
平成29年5月1日	I 5②所属長	保険年金課長 岩田 照巳	保険年金課長 山下 剛司		
令和1年5月17日	I 4①実施の有無	1)実施する	2)実施しない		
令和1年5月17日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の48・50 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の3、第26条の4	—		
令和1年5月17日	IVリスク対策		様式変更による追記		
令和3年6月1日	I 5②所属長	保険年金課長 山下 剛司	保険年金課長		
令和4年10月1日	I 関連情報	住所:常滑市新開町四丁目1番地	住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5	事後	
令和4年10月1日	I 関連情報	ファックス番号:0569-34-4329(代表)	ファックス番号:0569-35-4329(代表)	事後	